

ご挨拶

清秋の候、貴社におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご愛顧を賜り、心より御礼申し上げます。

この原稿を書いている今、メジャーリーグではワールドシリーズ出場をかけた熱戦が繰り広げられています。一つの目標に向かってチーム一丸となって戦う姿は、多くの感動を与えてくれます。変化の激しい経済環境を乗り切るため、企業経営においてもチームワークの重要性はますます高まっているのではないのでしょうか。

経済に目を向けると、原材料価格等の上昇は、多くの方にとって悩みの種になっているものと思います。こうした状況下においては、日々の経営努力に加え、適切な価格設定やコスト構造の見直しが重要な課題となります。

会計データから自社の強み、収益構造を再認識し、それを迅速な経営判断に繋げていくことがこれまで以上に必要かと思えます。私どもも皆様の経営判断をサポートできるよう、一層尽力してまいります。

季節の変わり目、皆様どうぞご自愛のうえ、実り多き秋をお過ごしください。

税理士法人アークネット 代表社員 宇治 秀一郎

第 44 号 CONTENTS

1 ご挨拶

2 What's New

※ 自動車などの交通用具使用者に対する通勤手当の非課税限度額改正への対応

3 Tax Information

※ 令和 7 年分年末調整
申告書様式の変更ポイント

4 Profile ～職員スタッフ紹介～

5 FP の部屋

※ セミナーのご案内

6 爺放談



What's New

自動車などの交通用具使用者に対する 通勤手当の非課税限度額改正への対応

8 月 7 日に行われた「令和 7 年人事院勧告」では、令和 7 年 4 月 1 日以降の措置として、自動車などの交通用具使用者に対する通勤手当の額の引き上げが勧告されました。これを受け国税庁は HP 上で「今後通勤手当に係る所得税の非課税限度額の改正が行われる場合には、年末調整での対応が必要となり、年末調整を行う前には、本ページで最新情報を確認するよう」お知らせを掲載しています。

非課税限度額の改定金額は未だ国税庁から発表されていませんが、人事院勧告を踏まえると次の内容が予測されます。したがって自動車などの交通用具使用者に対する通勤手当のうち課税対象の通勤手当がある従業員については 4 月以降の課税対象金額に係る調整（減額）の計算が必要になります。

【人事院勧告を踏まえた非課税限度額の予想金額】

片道の通勤距離	1 か月当たりの限度額		差額
	現行 (全額課税)	改正予想 (全額課税)	
2 キロメートル未満			
2 キロメートル以上 10 キロメートル未満	4,200 円	4,200 円	0 円
10 キロメートル以上 15 キロメートル未満	7,100 円	7,300 円	200 円
15 キロメートル以上 25 キロメートル未満	12,900 円	13,500 円	600 円
25 キロメートル以上 35 キロメートル未満	18,700 円	19,700 円	1,000 円
35 キロメートル以上 45 キロメートル未満	24,400 円	25,900 円	1,500 円
45 キロメートル以上 55 キロメートル未満	28,000 円	32,300 円	4,300 円
55 キロメートル以上	31,600 円	38,700 円	7,100 円

自家用車通勤に係る通勤手当を所得税非課税の範囲内としている事業者については通勤費に係る支給金額の改定も検討すべき課題になります。まずはこれから年末までの法律改正を注視したいと思います。

税理士 小田 真史

Tax Information

令和 7 年分年末調整 申告書様式の変更ポイント



主な改正内容

- ①基礎控除の見直し
- ②給与所得控除の見直し
- ③特定親族特別控除の創設
- ④扶養親族等の所得要件の改正

※具体的な改正内容は前号(43号)参照

変更された年末調整の申告書

(1) マル基配所に申告書が追加

基礎控除申告書、配偶者控除等申告書、所得金額調整控除申告書が兼用となった書類(マル基配所)に「特定親族特別控除申告書」が加わり、《給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書(マル基配特所)》となりました。1枚の用紙に4つの申告書が組み込まれているため、これまで以上に確認もれがないように注意する必要があります。

各申告書について、今回の改正に伴う様式の変更と主な留意点は、次のとおりです。

(2) 基礎控除申告書

基礎控除の改正により、控除額の計算での判定区分が増えました。また、様式の変更はありませんが、給与所得の所得金額の計算にあたり、改正後の給与所得控除額で計算するため、注意が必要です。

○基礎控除申告書(一部抜粋)

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算		
所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得		円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		円
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		円

○ 控除額の計算		
判定	☐ 132万円以下	(A) 95万円
	☐ 132万円超 336万円以下	
	☐ 336万円超 489万円以下	68万円
	☐ 489万円超 655万円以下	
	☐ 655万円超 900万円以下	63万円
	☐ 900万円超 950万円以下	
	☐ 950万円超 1,000万円以下	(B) 58万円
	☐ 1,000万円超 2,350万円以下	
	☐ 2,350万円超 2,400万円以下	(C) 48万円
	☐ 2,400万円超 2,450万円以下	
☐ 2,450万円超 2,500万円以下		

区分 I	
(左のA~Cを記載)	
基礎控除の額	
円	

※「区分 I」及び「基礎控除の額」欄は「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

(3) 配偶者控除等申告書

同一生計配偶者の所得要件の改正により、配偶者控除と配偶者特別控除との境界線が48万円から58万円に見直されました。また、給与所得の所得金額は、改正後の給与所得控除額により計算します。そのため、**昨年と給与の年収が同額でも、所得金額、適用する所得控除、控除額が異なる場合があります。**

○配偶者控除等申告書(一部抜粋)

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算		
所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得		円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		円
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		円

○ 控除額の計算		
区分 I		
(1) (上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(1)と(2)の合計額」)		
判定	収入金額	所得金額
A	48万円以下	95万円以下
B	48万円超 58万円以下	58万円以下
C	58万円超 95万円以下	58万円以下
D	95万円超 133万円以下	58万円以下

配偶者控除の額	
円	

(4) 特定親族特別控除申告書

特定親族特別控除の適用を受けるには、この申告書に記載して提出する必要があります。令和7年分が初めてとなるため、もれのないよう、慎重に行いましょう。

○特定親族特別控除申告書

○ 特定親族の氏名等		○ 控除額の計算	○ 特定親族特別控除の額
氏名	生年月日	収入金額	控除額
1			
2			

様式は変わりませんが……

様式に変更はないものの、扶養控除等の所得要件が改正されたことによる注意点をいくつかご案内します。

(1) 扶養控除等申告書

令和7年分の扶養控除等申告書(マル扶)について、次の親族の「所得の見積額」欄が、58万円以下であるか確認します。

(実務上は令和8年分マル扶での確認となります)

- 控除対象扶養親族
- 16歳未満の扶養親族
- 退職手当を有する扶養親族

収入が給与のみであれば、給与所得控除額の改正も影響し、**給与の収入金額が123万円以下であれば該当**します。

また、マル扶の次の項目についても影響があります。ご注意ください。

- 障害者（同一生計配偶者、扶養親族）
- 寡婦（扶養親族）
- ひとり親（生計を一にする子）
- 勤労学生

(2) 所得金額調整控除等申告書

所得金額調整控除を適用する際、要件に該当する同一生計配偶者または扶養親族がいる場合は、その者の情報を記載します。その際の「合計所得金額の見積額」も、58 万円以下であるか確認しましょう。

○所得金額調整控除申告書（一部抜粋）

☆扶養親族等	(フリガナ)	左記の者の個人番号	左記の者の生年月日
	同一生計配偶者又は扶養親族の氏名		明・大・昭 平・金
	あなたと左記の者の住所又は居所が異なる場合の左記の者の住所又は居所	左記の者の あなたとの続柄	左記の者の本年中の 合計所得金額の見積額
			円

令和 8 年分のマル扶

令和 8 年分のマル扶は、特定親族特別控除の創設により、控除対象扶養親族ではなく、**源泉控除対象親族を記載**することとなりました。

具体的には、**控除対象扶養親族**と、「所得の見積額」欄が **100 万円以下となる特定親族**を記載します。所得の見積額が 100 万円を超える場合は、ここには記載しません。

（所得の見積額が 100 万円超…収入が給与所得のみの場合、収入が 165 万円超）

○令和 8 年分の扶養控除等申告書（一部抜粋）

源泉控除 B 対象親族 (16 歳以上) (平 23.1.1 以前生)	1		明・大・昭 平・金	☐ 同居老親等 ☐ その他 ☐ 特定扶養親族 ☐ 特定親族
	2		明・大・昭 平・金	☐ 同居老親等 ☐ その他 ☐ 特定扶養親族 ☐ 特定親族
	3		明・大・昭 平・金	☐ 同居老親等 ☐ その他 ☐ 特定扶養親族 ☐ 特定親族
	4		明・大・昭 平・金	☐ 同居老親等 ☐ その他 ☐ 特定扶養親族 ☐ 特定親族

役立つ資料

弊所では皆様の業務の一助となる様々な資料のご用意がございます。下記に一部抜粋を掲載いたしますので、必要であれば、担当スタッフまでお声がけください。

文責＝清瀬 由（千葉事務所所長）

○年末調整スケジュール表（一部抜粋）

月	項目	確認すべきこと
10	□ 年調対象者の確認	☐ 年末調整の対象となる従業員や役員などの確認 ☐ 対象者分の「給与所得者の扶養控除等申告書」を確認 …なければ用意
	□ 書類の準備	☐ 書類一式を準備（国税庁 HP にも掲載） ☐ 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書 ☐ 給与所得者の保険料控除申告書 ☐ 給与所得者の扶養控除等申告書（来年分）
	□ 対象者へ配付	☐ 年末調整チェックシート …申告書ごとの提出有無、添付書類の提出枚数等を記載してもらいます（事務確認の際に利用） ☐ 給与所得者の扶養控除等申告書（今年分） …一旦返却し、本人に確認してもらいます …変動の場合は、赤字訂正が分かりやすいでしょう …まだ提出されていない場合は、この機に提出してもらいます … 所得要件の改正を案内しましょう …国外居住親族がいる場合は、送金額の記載と送金関係書類の提出又は提示（以下、提出）が必要となるため、指示を忘れないようにしましょう …〔38 万円以上の支払〕に「を」を付している場合の送金関係書類は、合計で 38 万円以上となっているよう（以下、38 万円送金書類）案内しましょう ☐ 給与所得者の基礎控除申告書 …基礎控除の適用を受けるには、この申告書が必要です … 給与所得控除額の改正による所得金額計算に注意を促しましょう ☐ 給与所得者の配偶者控除等申告書 …配偶者（特別）控除や配偶者の年調減税を受けるにはこの申告書が必要です …扶養控除等申告書の「源泉控除対象配偶者」欄に配偶者の記載があっても同様に、この申告書が必要です …合計所得金額の見積額は法定の記載事項であるため、記載が必要ですが、記載もれしやすいところですので、必ず記載してもらうようにしましょう … 給与所得控除額の改正による所得金額計算に注意を促しましょう …記載した配偶者が非居住者の場合、「親族関係書類」「送金関係書類」の提出が必要です …「親族関係書類」は、扶養控除等申告書で提出済の場合は提出不要です

○年末調整チェックシート（一部抜粋）

令和 7 年分 年末調整チェックシート

以下を記載の上、各申告書・添付書類とともに 月 日までに提出してください。
該当する項目の□に✓し、【 】に添付書類の提出枚数を記載してください。

扶 給与所得者の扶養控除等申告書	
● 全員提出してください（原則、令和 7 年分と令和 8 年分の両方）。	
令和 7 年分	☐ 記載済の家族について変更があった → 必要箇所を訂正 ☐ 新たに扶養控除等の対象となった家族がいる → 必要事項を記載 ☐ 海外に住む（1 年以上。予定も含む）家族について、扶養控除・障害者控除を適用したい
	☐ 親族関係書類 ^{*1} 【 】 枚 ☐ 留学ビザ等書類 ^{*1※2} 【 】 枚 ☐ 送金関係書類 【 】 枚 ☐ 38 万円送金書類 ^{*3} 【 】 枚
	☐ 扶養控除等の対象となる家族がいる → 必要事項を記載 ☐ 海外に住む（1 年以上。予定も含む）家族について、扶養控除・障害者控除を適用したい
	☐ 親族関係書類 ^{*1} 【 】 枚 ☐ 留学ビザ等書類 ^{*1※2} 【 】 枚
8 年分	

※1 すでに提出している場合は添付不要。

※2 その家族が 30 歳以上 70 歳未満で留学生の場合に添付。

※3 その家族の生活費・教育費としてあなたから年間 38 万円以上送金したことを証明する通帳コピーや送金明細等。その家族が 30 歳以上 70 歳未満の場合に添付。

○マル扶の記載チェックシート（一部抜粋）

令和 7 年分の年末調整「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」（マル扶）**扶**の記載チェック

今年のポイント	- 扶養親族等の所得要件、58 万円以下に改正（改正前：48 万円） ➢ 新たに扶養控除等の対象となった家族がいる場合は、令和 7 年分のマル扶に記載してください。 19 歳以上 23 歳未満の家族（特定親族）を対象とした「特定親族特別控除」創設 適用する場合は、別途「給与所得者の特定親族特別控除申告書」の提出が必要です。 ➢ 特定親族の令和 8 年の合計所得金額（見積額）が 100 万円以下^{※3}の場合、令和 8 年分のマル扶に
	令和 7 年分のマル扶に記載について ※ 所得金額は、令和 7 年の見積額で判断ください ☐ 記載済の内容に訂正がある → 訂正箇所を二重線で打ち消し、余白に新しい情報を記載 ☐ 新たな記載事項がある、新たに扶養控除等の対象となった家族がいる → 新しい情報を、該当の欄に追加^{※1} 令和 8 年分のマル扶に記載について ※ 現段階で分かる範囲で記載ください 所得金額は、令和 8 年の見積額で判断ください 令和 7 年分の記載内容から、令和 8 年分に変更の予定は？ ☐ ない ☒ ある 次の場合は「ある」に選んでください ● 扶養親族の年齢の遡りや特定親族の所得の変動により、記載の区分が変わる ● 国外居住親族の年齢の遡りにより、扶養控除の適用要件である年齢等の区分が変わる あなたの氏名、個人番号、住所又は居所を記載 ※余白に「前年から異動なし」と記載 ※（その他の記載を省略できます）
あなたの情報に加え、以下の項目もチェックし、各欄を記載	
☐ 配偶者の合計所得金額（見積額）が 95 万円以下^{※2} あなたの合計所得金額（見積額）が 900 万円以下^{※2} → ★A 欄	
☐ 16 歳以上の扶養親族 （平成 23 年 1 月 1 日以前の生まれ＋合計所得金額（見積額）が 58 万円以下^{※1} ）がいる → ★B 欄	
☐ 合計所得金額（見積額）が 100 万円以下^{※3} の 特定親族 （平成 16 年 1 月 2 日～平成 20 年 1 月 1 日生まれ）がいる → ★C 欄	
☐ 16 歳未満の扶養親族 （平成 23 年 1 月 2 日以後の生まれ＋合計所得金額（見積額）が 58 万円以下^{※1} ）がいる → ★D 欄	

Profile ～職員スタッフ紹介～

遠藤 奨也 静岡事務所 所属
(えんどう しょうや)



- * 1996年6月生まれ
- * 静岡県静岡市出身
- * 在学中に友人とVR開発会社を設立、バックオフィス担当。
- VRらしいことは体中に

センサーを付けてモーション収録。
福島から静岡にUターンし、税理士法人で4年弱勤務を経て、2025年4月より税理士法人アークネットに勤務。

* 趣味：キャンプ

* 一言：学びの日々で至らぬ点があるとは思いますが、皆さまのお力になれるよう精進していきます。どうぞよろしくお願いいたします。

爺放談

生産性の向上、的確な情報提供、読みやすい文章など、AIは盛んに企業や日常生活に利用され、技術開発にもし烈な競争が起きている。確かにお礼状やお悔やみと言ったケースでは、『業務上』、『目上』、『季節』、『お父様』などのキーワードをいくつか入れると、あっという間に気持ちの籠った風の文章が出来上がる。企画書などは文言を確認し、出来栄を評価するだけ、といかにもその担当者は仕事がデキる人っぽく見える。だが、自分でお礼状を書き、お悔やみを申し上げ、企画書に徹夜してきた人だからできることであり、最初からAIを使って育ったガキには難しいのではないだろうか。AI(Artificial Intelligence＝人工知能)は使い方を間違えなければ、とよく言われるが、原子力と同じで人類は使い方を間違える。AIがAho Implant(＝阿呆の埋め込み)にならないよう祈っている。小さいお子様を持つ方々、お気をつけあそばせ！

文責：野呂 伸一郎

FPの部屋 ～セミナーのご案内～

私たちの暮らしには、約50種類のさまざまな税金があります。その中でも最も身近で、ほとんどの方が関わるのが「所得税」です。

所得税とは、個人のもうけ(所得)に対して課税される税金ですが、所得の性質に応じて10種類に区分し、それぞれに適した方法で税額を計算します。

さらに、扶養している家族がいる方や多額の医療費を支払った方など、個々の事情を考慮して税負担を調整する仕組みとして「所得控除」が設けられています。

令和7年度の税制改正では、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応として基礎控除、給与所得控除や扶養親族等の所得要件の見直しに加え、特定親族特別控除の新設も行われました。

そのため、今年の年末調整では例年とは異なる対応が必要となります。

今回のセミナーでは、所得税の基本構造や10種類の所得区分の考え方のほか、見落とししやすい所得の事例もご紹介します。

確定申告をされる方はもちろん、会社で年末調整を担当している方や給与所得のみの方にも役立つ内容です。

この機会に改めて「所得税」について一緒に学びませんか？

皆様のご参加を心よりお待ちしております。

所得税のしくみ講座

～ 年末調整・確定申告シーズンにそなえて ～

令和7年11月12日(水)

受付 14:00～ / セミナー 14:30～16:00

会場

静岡県産業経済会館
3階 第1会議室
(静岡市葵区追手町44-1)
先着 20名様

オンライン

お好きな場所からご参加
Zoomを使用
先着 150名様

同時開催を行います。ご都合に合わせてお選びください。

講師

小田 巻真史 (税理士・静岡事務所 所長)
牧 野 史明 (税理士・静岡事務所 副所長)
設楽 亜沙美 (1級ファイナンシャル・ランニング 技能士・CFP)



お申込み方法

弊社HP『クライアント様限定セミナー』ボタン
からのお申込みフォーム または お電話

QRコードを読み込んでいただくと弊社HP「お申込みフォーム」に進みます♪

1級ファイナンシャルプランニング技能士・CFP

設楽 亜沙美

ARKNET

税理士法人アークネット <http://www.arknet.info>

静岡事務所 〒420-0852 静岡市葵区紺屋町 11-13

TEL 054-251-2121 FAX 054-251-2161

神田事務所 〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-7-13 山手ビル 3号館 7階

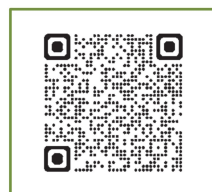
TEL 03-5289-8473 FAX 03-5289-8474

渋谷事務所 〒150-0042 東京都渋谷区宇田川町 36-6 西村ビル 3F

TEL 03-3461-2441 FAX 03-3461-9811

千葉事務所 〒262-0033 千葉県千葉市花見川区幕張本郷 1-11-24 フォルテ 5A

TEL 043-307-5590 FAX 043-307-5591



ホームページはこちら